



市民コメント制度に基づく 意見募集

保険年金課 **□78216494**
FAX77519827

■「上尾市国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第3期特定健康診査等実施計画(案)」

平成30年度から6年間を計画期間とする、「上尾市国民健康保険第2期保健事業実施計画及び第3期特定健康診査等実施計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。**対象**市内に在住・在勤・在学の人 **計画(案)の公表・意見募集期間**2月1日(木)～20日(火) **【計画(案)・意見書の設置場所】**保険年金課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載しています。**【意見などの取り扱い】**内容を検討し、策定の参考にする※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。**【提出方法】**意見書(市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接か郵送(20日消印有効、またはファク

ス、メールで保険年金課(平成30年1月1日～1月31日、**□52055000@city.ago.lg.jp**)へ ※電話では受け付けできません。

交通遺児手当の申請を

子ども支援課 **□77516819**
FAX77415342

対象市内に住所がある義務教育修了前の児童の両親またはそのどちらか

が、交通事故によって死亡または重度の障害を負った場合に、その児童と生活を共にし、養育している保護者 **【支給額】**遺児1人当たり月額3千円 **申込**交通事故によって死亡または障害を負ったことを証明できる書類(事故証明書や死亡証明書など)**口**ピール、印鑑、保護者名義の預(貯)金通帳を用意して直接、子ども支援課へ

高額介護合算療養費の支給

保険年金課 **□77515136**

(高齢者医療担当) **□77515125**
□77519827

(管理給付担当) **□77516473**
□7768872

緑の募金(家庭募金)のお礼

みどり公園課 **□77518129**

県緑化推進委員会 **□77519906**
□8245978

□8242168

①小学校臨時給食調理員【勤務日・時間】月～金(祝を除く)9時～15時15分または9時15分～15時30分で1日5時間30分(休憩45分)※校長の指示によります。

②小学校臨時短期給食調理員【勤務地】市内小学校 **【時給】**910円(社会保険加入あり) **③小学校臨時給食調理員【勤務日・時間】**小学校給食実施日のうち欠員があった日(不定期)8時15分～16時45分の間で1日4時間～7時間30分 ※欠員状況によります。

【勤務地】市内小学校 **【時給】**910円(社会保険加入あり) **②小学校臨時短期給食調理員【勤務日・時間】**小学校給食実施日のうち欠員があった日(不定期)8時15分～16時45分の間で1日4時間～7時間30分 ※欠員状況によります。

市立平方幼稚園園児の募集

平方幼稚園 **□725-2008**
教育総務課 **□775-9469**・**□776-2250**

対象平成25年4月2日～26年4月1日に生まれ、上尾市に住民登録があり、平成30年4月以降も引き続き市内に在住予定の幼児 **【保育期間】**2年 **費用**月額7,500円 ※生活保護世帯などは無料、市町村民税非課税世帯は3,000円です。その他、多子軽減制度、母子・父子世帯(みなし寡婦(夫)を含む)と在宅障害児(者)のいる世帯の軽減制度もあります。定員30人

※5歳児については定員に空きがありますので、随時受け付けています。**申込書**(平方幼稚園、教育総務課にある)に必要事項を記入して、直接、平方幼稚園へ ※保護者と子ども同伴の簡単な面接があります。保育・施設見学は随時受け付けています。詳しくは、問い合わせてください。

6、7月3日になりました。皆さん保険の受給者がいる場合、1年間(8月～翌年7月)の医療保険と介護保険が

昨年実施した募金の総額は、468万円になりました。皆さんから寄せられた募金は、県緑化推進委員会を通じて募金総額の50%が

から電話で「一日」とに随時指定) 1日150円まで(距離による) ①は履歴書、②は申請書(学校保健課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、写真を貼付し、事前に電話連絡の上、2月15日(木)までに直接、学校保健課へ

●**口座振替の前納** 1年度分の保険料を前納する場合の割引額は、現金払いでは3,510円ですが、口座振替では4,150円になります(平成29年度額)。6ヶ月分の前納も口座振替がお得です。また、2年度分を前納すると、1万5千円程度の割引額になります。※下期6ヶ月分

(10~3月)を除く口座振替の前納は、2月28日(水)までに申し込みが必要です。②**口座振替の当月「早割」** 月々の納付も口座振替の「早割」(当月保険料の当月末日振り替え)がお得です。口座振替による毎月納付の場合、通常の振替日は翌月末日ですが、「早割」に変更すると、保険料が

お得な口座振替を

国民年金保険料は

保険年金課
TEL 775-5137
FAX 775-9827
大宮年金事務所
TEL 652-3399

生ごみの減量化にご協力を

西貢塚環境センター	環境政策課
TEL 775-6925 FAX 775-9872 TEL 781-9141 FAX 781-9166	TEL 775-6925 FAX 775-9872 TEL 781-9141 FAX 781-9166

生ごみの約80%は水分です。生ごみの水気を切ることで、生ごみの減量だけでなく、臭い防止、CO₂削減の効果も得られます。また、燃えにくい水分が減ることで、焼却炉への負担も軽減できます。

●生ごみの水切りのポイント

①野菜の皮など水分の少ないごみは水に濡らさない②茶殻やティーバッグなど、水気の多いものは乾燥させる③ごみ出し前によく絞る

●生ごみ処理容器等の購入費補助制度

①生ごみ減量化機器(電気式)/2万円を上限に購入費用の2分の1を補助②生ごみ処理容器(コンポスト式)/4千円を上限に購入費用の2分の1を補助 ※購入費補助制度について、詳しくは環境政策課へ問い合わせてください。

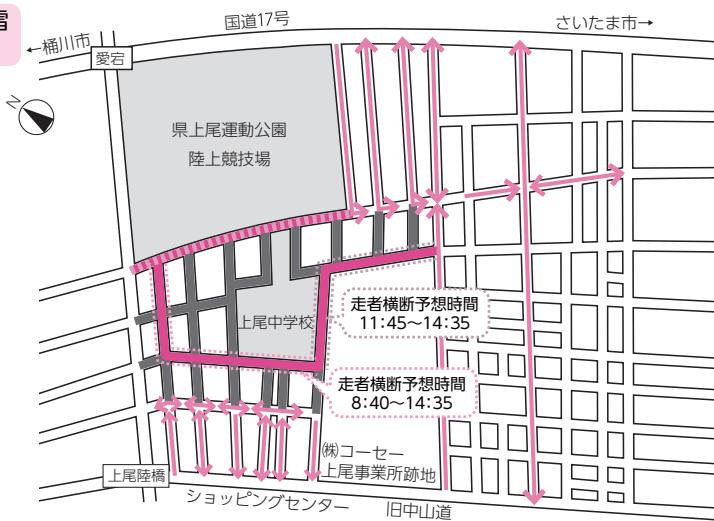
[時給] 910円 ●①②共通 **[対象]** 学校給食に理解のある健康な人 **[交通費]** 1日150円まで(距離による) **[甲]** ①は履歴書、②は申請書(学校保健課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、写真を貼付し、事前に電話連絡の上、2

月額50円引き(平成29年度額)になります。①②共通 **[申込手帳]** または納付書、預(貯)金通帳、通帳届け出印を用意して、直接、金融機関または大宮年金事務所(さいたま市北区宮原町4-19-9)へ

上尾市民駅伝競走大会の交通規制

スポーツ振興課 TEL 781-8112・FAX 776-2250

また、市民の皆さんとランナーの安全のため、大会競技役員の指示・誘導に従い、コース内の駐車もご遠慮ください。当日は、コース周辺が大変混雑してご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。



●とき/2月11日(祝) ※雨天・小雪決行です。

●競技(公道使用)時間/
8:00~15:00(予定)

ご協力をお願いします

◎今大会から競技時間を変更しています。競技時間中は、コース周辺道路の混雑が予想されます。迂回にご協力をお願いします。

- 走路
- 交通規制区間
- 混雑予想区間
- ➡迂回方向

※走路沿いの駐車場などを利用していく、競技時間内に車両の使用予定のある人は、2月8日(木)までにスポーツ振興課に連絡してください。

時とき

所ところ

内内容

対対象

費費用・金額

※記載のないものは「無料」

定定員

持持ち物

申申し込み

※記載のないものは「当日、直接会場へ」

問い合わせ

国道17号愛宕交差点の名称変更

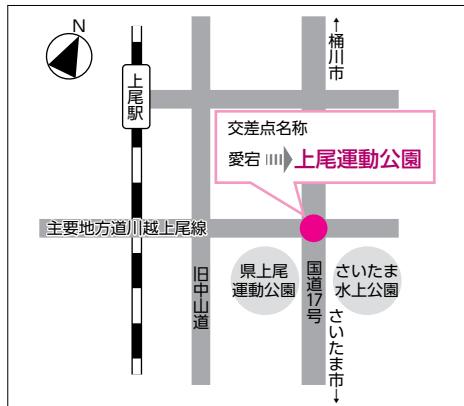
国土交通省大宮国道事務所交通対策課

道路課

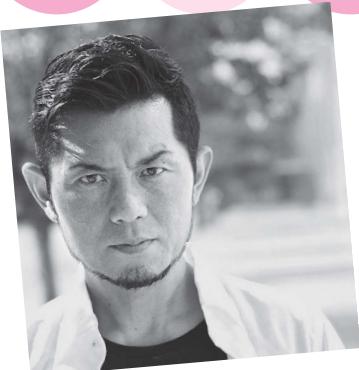
7	7	7	6	6
7	7	5	9	1
5	9	9	0	2
9	0	4	9	2
6	6	9	1	0

国土交通省大宮国道事務所では、

観光先進国や地方創生の実現に向け、交差点名を観光地の名称に変更する、標識の改善を推進しています。昨年度から、地域の皆さんと調整し、工事の準備が整いましたので、現在、信号機に付けられている国道17号交差点の「愛宕」という標識の名称を、「上尾運動公園」に変更します。工事の実施日は、2月下旬を予定しています。※天候などにより工事が行えない場合、3月以降になる場合があります。



上尾市出身・的場浩司さん協力！ あげおスイーツ「ダック和一ズ」が完成！



外はサクサク
中はふわふわ

商工課 ☎777-4441・㈹775-5024

上尾商工会議所 ☎773-3111・㈹775-9090

本市出身で、芸能界きってのスイーツ通として知られる的場浩司さんの「地元である上尾を盛り上げたい！」という思いから、市内の和菓子・洋菓子店による「あげおスイーツ研究会」が発足しました。

「和洋のコラボレーション」をコンセプトに、的場さんから助言をいただきながら研究を重ね、和菓子の「求肥」(もぎひ)と洋菓子の「ダックワーズ」が一つになった「ダック和一ズ」が誕生しました。期間・個数限定で、下表のとおり販売しますので、ぜひ、ご賞味ください！

販売店舗

店舗名	営業時間	住所
駿河屋	7:00～19:00 ※月定休です。	愛宕1-27-6
むなかた宗水庵	8:00～18:00	柏座4-6-13
彩菓庵おおき春日本店	9:00～19:00	春日2-11-25
おかのえいせん 岡埜栄泉	10:00～18:00 ※月定休です。	富士見2-16-12
パティスリーアンジェ 上尾井戸木店	9:30～20:00 ※月定休です。	井戸木2-19-1
パティスリージュイール	9:30～20:00(日祝は19:00まで) ※月定休です。	本町5-13-27
パティスリージョゼ	10:00～20:00 ※月定休です。	中妻1-12-8 北上尾マンションA

※各店舗での販売定数に達し次第、終了します。

※予約販売や取り置きによる販売はできません。

※各店舗の都合により、定休日や臨時休業などの場合があります。

※できる限り多くの人に購入していただくため、販売状況によっては、1人当たりの購入数を制限する場合がありますので、ご了承ください。

[販売期間]

3月1日(木)～31日(土)

[販売個数]

各**10個**(各店舗1日当たり)



1個**216円**(税込)

※要冷蔵

・味は2種類

カスタード

チョコレート
ガナッシュ

**シンポジウム
「高齢者が輝き続けるまち
あげお、足腰丈夫に
みんなで元気な体作り～」**

高齢介護課 **TEL** 775-4190
FAX 776-8872

市では、住み慣れた地域で、切れ
目のない医療・介護サービスを受け
られる体制の構築を目指し、さまざま
な取り組みを開始しています。そ
のための基本目標の一つとして、「健
康寿命の延伸」がありますが、在宅
高齢者の健康寿命の延伸を妨げる生
活機能のリスクとして、「運動器の
リスク」が挙げられます。このリス
クにどのように対応していくかにつ
いて、講演と事例報告を行います。

時 2月20日(火)18時～(開場／17時30
分) **所** ミュニティセンター **対** 市内に在住・在勤の人 **定** 359人(先
着順) **申** 電話で高齢介護課へ

障害者福祉に理解があり、次のいず
れかに該当する人①手話通訳者養成
講習会を受講またはおおむね同等の
技術がある②手話通訳活動の経験が
2年以上ある **甲** 申請書(障害福祉
課、市社会福祉協議会にある)に必
要事項を記入して、2月16日(金)まで
(必着)に直接(土日祝を除く)または
郵送で障害福祉課(〒362-8501本
町3-1-1)へ

介護相談員を募集

高齢介護課 **TEL** 775-6473
FAX 776-8872

介護相談員は、市内の介護施設を
訪問し、介護サービス利用者などか
ら介護サービスに関する疑問や不
安・不満を聞き、問題の改善・解決
に向け、利用者と介護事業者や行政
との橋渡しを行います。 **対** 次の①
～④の全てに該当する人①市内に住
所がある②介護に関心があり、半日
の活動を月に4回程度できる③市指
定の相談員養成研修(5日間)に参加
し、課程を修了できる④長期間活動
できる(委嘱期間は2年ごと) **定** 若
干名 **[選考方法]** 面接審査 **申** 申込

障害福祉課 **TEL** 775-5122
FAX 776-8872

時 3月4日(日)9時～ **所** 市総合福祉
センター(平塚724) **内** 筆記試験、手
話読み取り、手話表現、面接 **対** 市
内に在住・在勤の20歳以上で、聴覚
障害者福祉に理解があり、次のいず
れかに該当する人①手話通訳者養成
講習会を受講またはおおむね同等の
技術がある②手話通訳活動の経験が
2年以上ある **甲** 申請書(障害福祉
課、市社会福祉協議会にある)に必
要事項を記入して、2月16日(金)まで
(必着)に直接(土日祝を除く)または
郵送で障害福祉課(〒362-8501本
町3-1-1)へ

れかに該当する人①手話通訳者養成
講習会を受講またはおおむね同等の
技術がある②手話通訳活動の経験が
2年以上ある **甲** 申請書(障害福祉
課、市社会福祉協議会にある)に必
要事項を記入して、2月16日(金)まで
(必着)に直接(土日祝を除く)または
郵送で障害福祉課(〒362-8501本
町3-1-1)へ

児童手当制度

子ども支援課
TEL 775-5120・**FAX** 774-5342

児童手当は、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、中学校修了前までの児童を養育している人に支給されます。児童手当を受けるには申請が必要で、手当の支給は原則、申請した日の翌月分からになります。出生や転入で児童手当の申請をする場合は、出生日や転出予定日の翌日から数えて15日以内に申請してください。15日を過ぎて申請した場合、原則として遅れた月分の手当を受給することはできませんので注意してください。

また、転出や、児童を養育しなくなった、公務員に

なったなどの場合には、届け出が必要になります。
対 市内に住所があり、中学校修了前の児童(15歳に達する日以降最初の3月31日まで)を養育している人
※児童の住所は市内で、養育者の住所が市外の人は、養育者の住所地で申請してください。公務員は勤務先で申請してください。【支給月】6月／2～5月分、10月／6～9月分、2月／10～1月分 ※平成29年6月の更新手続きが済んでいない場合は、2月定期支給を受け取ることができませんので、速やかに手続きをしてください。10月に定期支給があった人は、手続き済みです。

【所得制限限度額(平成29年度)】

扶養人数	所得制限限度額
0人	630万円
1人	668万円
2人	706万円
3人	744万円

※4人目以降は1人増えるごとに38万円を加算します。
※ここでいう所得とは税法上の所得を指し、収入ではありません。扶養人数は、税法上の扶養親族などの人数です。
※この表の所得制限限度額には、政令控除(一律8万円)があらかじめ加算されています。その他に、障害者・寡婦(夫)・勤労学生・雑損・医療費・小規模企業共済等掛金などの控除があった場合は、それらの金額を所得から控除します。

【支給月額】

対象児童	月額(1人当たり)	
	所得制限限度額未満	所得制限限度額以上
3歳未満	15,000円	一律5,000円
3歳～小学生	10,000円 (第3子以降は15,000円)	
中学生	10,000円	

※制度上の「児童」とは、18歳になった最初の3月31日までの人です。その「児童」のうちで何番目に当たるかを「第1子」「第2子」と数えます。

時とき **所**ところ **内**内容 **対**対象 **費**費用・金額 **問**問い合わせ
申申し込み **※**記載のないものは「当日、直接会場へ」

※記載のないものは「無料」

定定員

持持ち物

市・県民税の申告

市民税・県民税申告書は、平成30年度に課税する市・県民税額(平成29年中の所得などにより算出)を計算する際の資料になります。申告書は、前年度に提出した人などに2月上旬に郵送します。また、市民税課、各支所・出張所でも配布します。

■申告が必要な人

平成30年1月1日現在で上尾市に住所があり、次の①～③のいずれかに該当する人が対象です。ただし、税務署に確定申告をする人は、市・県民税の申告は不要です。

①所得控除(生命保険料・社会保険料・医療費・扶養控除など)や、税額控除(寄附金税額控除など)を追加する※市・県民税申告を行うと、ふるさと納税の申告特例(ワンストップ特例)の適用が受けられませんので、対象の人は、寄附金税額控除も申告してください。

②給与所得者で次に該当する給与を2ヵ所以上から受けている／勤務先で年末調整をしていない／勤務先から上尾市に給与支払報告書が提出されていない※提出の有無は、勤務先に確認してください。

③給与・公的年金等所得以外に各種所得があった(営業等、農業、不動産、市・県民税配当割が源泉されていない配当など)※給与または年金所得者で、それ以外の各種所得が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、市・県民税申告が必要になる場合があります。

■申告に用意する物

①市民税・県民税申告書②印鑑③収入金額や経費が分かる書類 給与所得者／源泉徴収票 年金所得者／公

的年金等源泉徴収票 事業所得者／会保険料(健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険、介護保険など)や生命保険料、地震保険料などの支払ったもの) 各種保険料控除／社

本認証のため⑤各種控除を証明できる書類(平成29年1～12月に支払ったもの) 各種保険料控除／社会保険料(健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険、介護保険など)や生命保険料、地震保険料などの支払額を証明できる控除証明書など

成29年中に支払った医療費の「医療費控除の明細書」(個人や病院ごとに支払金額と健康保険や生命保険などで補填された金額を集計しておく

もの)(2)健康の維持増進と疾病的予防への取り組み(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、予がん検診など)を行つたことが明らかになる書類(特定健康診査などの

受付期間

2月16日(金)～3月15日(木)



税の申告をお忘れなく

市民税課 ☎775-5131・5132
㈹775-9846

料・医療費・扶養控除など)や、税額控除(寄附金税額控除など)を追加する※市・県民税申告を行うと、ふるさと納税の申告特例(ワンストップ特例)の適用が受けられませんので、対象の人は、寄附金税額控除も申告してください。

②給与所得者で次に該当する給与を2ヵ所以上から受けている／勤務先で年末調整をしていない／勤務先から上尾市に給与支払報告書が提出されていない※提出の有無は、勤務先に確認してください。

③給与・公的年金等所得以外に各種所得があった(営業等、農業、不動産、市・県民税配当割が源泉されていない配当など)※給与または年金所得者で、それ以外の各種所得が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、市・県民税申告が必要になる場合があります。

■公的年金等を受給している人へ

平成23年分以後の各年分で、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は必要ありません(平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している人は、この制度は適用されません)。ただし、確定申告が必要な人でも、市・県民税申告は必要な場合があります。上記の「申告が必要な人」を参考に、当てはまる人は市民税・県民税申告書を提出してください。

※上記の場合でも、所得税の還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。また確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失、繰越損失など)の適用を受ける場合には、確定申告が必要になります。

所得がなかった人へ

平成29年中に所得がなかった人でも、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定、国民年金保険料免除の申請、障害基礎年金の所得状況届、幼稚園就園奨励費補助金の手続き、課税(非課税)証明書の交付を希望される場合には、所得がなかった旨の申告が必要となることがあります。

領収書または結果通知表など)、障害者控除／身体障害者・療育・精神保健福祉などの手帳、障害者控除対象者認定書、その他の控除／証明書や領収書など、それぞれの控除に必要な書類

■市民税・県民税申告書の提出

申告書は、次の①～③のいずれかで提出してください。※申告書に資料を貼り付けないでください。また必要な資料が添付されていない場合は、所得や控除を修正します。申告書は、市ホームページから作成することができます。

①郵送／記入・押印済みの申告書に源泉徴収票や各種控除証明など「医療費通知」「一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類のうち、証明書及び領収書」はコピー不可。その他はコピー可)を添付して、市民税課(〒362-8501本町3-1-1)に郵送。※郵送された資料は返却できません。資料の返却や申告受付書控が必要な人は、切手を貼り宛名を記入した返信用封筒を同封してください。②市民税申告書受け付け用ポスト／市民税課の窓口にある、申告書受け付け用のポストに投かん。※①と同様に準備したものをおかんししてください。③申告会場／下表の申告会場で提出。※申告会場開設に伴

い、申告期間中(土も含む)、市民税課窓口では職員による申告書作成補助や、作成した申告書の確認は行っていません。所得税の確定申告は、税務署で受け付けていますが、確定申告書A(給与収入や年金収入だけの人など)は、市・県民税申告会場でも受け付けます。確定申告書B(営業・譲渡所得などがある人)や、新たに住宅借入金等特別控除を受ける人は、税務署で申告してください。

申告の内容によって税務署での確定申告をご案内する場合があります。

所得税

■確定申告で用意する物

①確定申告書②印鑑③本人名義の通帳(還付申告をする人だけ)④「個人番号カード」または「通知カード+自動車運転免許証・健康保険の被保険者証などの提示、または写しの添付(個人番号確認と本人確認のため)⑤その他、必要に応じて8ページの市・県民税の「申告に用意する物」を参考にしてください。

詳しく述べる「広報あげお」1月号10・11ページをご覧いただき、上尾税務署(〒362-8504西門前57番地)へ問い合わせてください。

1800(自動音声案内)へ問い合わせてください。

【市・県民税申告受け付け会場】

とき	ところ	対象地区
2/16(金)	文化センター	緑丘、上町、仲町
19(月)		宮本町、愛宕、栄町、日の出、谷津
20(火)		東町、本町、原市(1316～1440番地)
21(水)		上尾宿、上尾村、二ツ宮、上尾下、原新町
23(金)	平方支所	平方、上野、平方領々家、上野本郷、西貝塚
27(火)	上平公民館	大字上、久保、西門前、南、菅谷、須ヶ谷、平塚、錦町、上平中央
28(水)	原市公民館	原市(1316～1440番地と原市団地を除く)
3/1(木)		五番町、原市中、原市北、原市団地
2(金)		瓦葺(尾山台団地を含む)
5(月)	尾山台出張所	3月2日に受け付けできなかった瓦葺(尾山台団地を含む)
6(火)	大谷公民館	地頭方、大谷本郷、堤崎、中新井、戸崎、西宮下
7(水)	市民体育館	西上尾第一団地
8(木)		西上尾第二団地
9(金)		壱丁目、今泉、向山、川
12(月)	大石公民館	中妻、浅間台
13(火)		弁財、井戸木、泉台、中分
14(水)		小泉、藤波、畔吉、領家、小敷谷(西上尾第一・第二団地を除く)
15(木)	コミュニティセンター	春日、柏座、富士見

※時間はいずれも9時15分～15時です。

※対象地区は混雑緩和のための目安となっています。都合が合わない場合は、他の日程にお越しください。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」
申込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

医療費控除を受ける人へ

◆医療費などの領収書は添付不要となりました。※平成29年以降に支払った医療費に限ります。領収書は5年間保存する必要があります。

◆「医療費控除」または「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」を受ける場合、どちらか一方を選択して控除を受けることができます。

・医療保険者が発行する必要事項の明記された「医療費通知」(「医療費のお知らせ」など)を添付する場合、医療費通知に記載されている部分については明細の記入を省略できます。※必要事項とは以下の①～⑥全てです。①被保険者等の氏名②療養を受けた年月③療養を受けた者④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称⑤被保険者等が支払った医療費の額⑥保険者等の名称

(注)後期高齢者医療広域連合の平成29年分の医療費通知は、必要事項の記載が一部ないため使用できません。